

平成21年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成22年2月17日)

1 日 時

平成22年2月17日(水)

午前 13時30分 開会

午後 15時55分 閉会

2 場 所

ふくしま中町会館 5階東会議室

3 議 事

(1) 産業廃棄物税のあり方について

(2) その他

4 出席委員

佐藤俊彦(代理:福田弘之) 津金要雄 中井勝己 浜津三千雄 引地宏 堀金洋子
星サイ子 和田佳代子 渡部チイ子 (以上9名)

5 欠席委員

稲森悠平 加藤大蔵 後藤忍 長林久夫 福島哲仁 (以上5名)

6 事務局出席職員

林 生活環境部政策監

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹

渡辺 生活環境総務課主幹 ほか

(環境保全総室)

鈴木 生活環境部次長(環境保全担当)

長澤 産業廃棄物課長

梁取 不法投棄対策室長

(総務部財務総室)

小椋 税務課長 ほか

7 議事内容

(1) 開会(司会) 菅野生活環境総務課主任主査

(2) 引地議長(部会長)から、議事録署名人を津金委員と渡部委員にすることとされた。

- (3) 議事(1) 産業廃棄物税のあり方について、資料1及び資料2について事務局（渡辺生活環境総務課主幹）より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(引地議長)

ただ今の説明について不明な点があれば質問をいただきたい。

(和田委員)

資料1について、埋立処分をしていない、従来から埋立量が少ないという事業者を除いた場合何社になるのか、参考までにお聞きしたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

資料1の1頁を御覧いただきたい。対象事業者数489、うち回答総数326とあり、上の表は326の事業者それぞれ1～6の選択肢を選んでいただいた。そこから埋立処分をしていない、従来から埋立量が少ないという事業者を除いた結果、136の事業者から回答をいただき、それぞれ1～6の選択肢を選んでいただいたということになる。ただし、設問の1つ目は複数回答なのでパーセントとしては足しあわせても100%とはならないが、2頁、3頁については136の事業者にいずれかの選択肢を選んでいただいている。

(和田委員)

そうすると、回答総数というのは事業者の数ということでよろしいか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

そのとおりである。

(堀金委員)

平成16年の答申の内容を踏まえたということで具体的に資料2に金額などが出されており、その中で特に不法投棄の未然防止への充当が大きくなっている。私は南会津の一住民として南会津地方振興局の方々とお話させていただく機会があるが、地域と連携して実施しており、税のあり方として有効で効率的だと思う。これからもこういう目に見える形で取り組む姿勢が出てくれば良い。大変参考になった。非常に効率良く決算がなされているということで嬉しく思う。

(渡辺生活環境総務課主幹)

ありがとうございました。今後とも有効に活用させていただきたい。

(引地議長)

不法投棄されると後処理に非常に膨大なお金がかかるということもあるので、不法投棄の防止は非常に大切である。

(中井委員)

資料1の1頁で「特に促進されなかった」とか、3頁で「ほとんど影響はなかった」

という回答が3割から4割近くあるが、これらは同じ事業者が回答をしているのか、関係関係があるのかどうかということが1つ。それから、効果がなかったという回答している事業者は埋立処分量が少ない事業者がそうした傾向にあるのかどうか、把握していれば教えてほしい。ただ、気になるのは2頁に「従来から処分量が多いがほとんど変化はない」という回答が25%もあり、処分量が多い事業者は削減なり効果が出ていると理解して良いのか、それとも関係がないのか、処分量が少ないところは税金もたいしたことがないのであまり削減努力がされていないということなのか、この数字からは見えない。事業者の規模と減量効果について、もし傾向を押さえているのであれば教えていただきたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

個々の排出量や、同じ事業者が同じような答えをしているかについて、今回はそこまでの集計はしていない。個別に事業者にヒアリングした結果では、必ずしも排出量が多い事業者だけが削減されてないということではない。多いところも一定の削減努力がなされている。

◆資料3及び資料4について事務局（渡辺生活環境総務課主幹）より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(引地議長)

特に資料3が本日の議題の中心となると思う。まず、項目1の税継続の必要性について皆様から御意見等をいただきたい。

(星委員)

産業廃棄物税そのもののことではないが、相対的にこの税のあり方を考える参考としたいので、県として法定外目的税は他に何かあるのか聞きたい。

(小椋税務課長)

本県としては産業廃棄物税のみである。参考までに、法定外普通税としては核燃料税というものがある。

(星委員)

環境森林税というものを聞いたことがある。

(渡辺生活環境総務課主幹)

森林環境税だと思うが、普通税、いわゆる県民税の超過課税という形で法定外目的税ではない。

(佐藤委員)

視点1の税の充当事業による効果ということで、不法投棄発見件数の減少などとする

が、これは年度別に何件から何件へ減ったという推移的な背景はあるのか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

不法投棄の発見件数については、資料4の9頁、表6と図8を御覧いただきたい。平成15年度から19年度まで見た場合に、平成17年度まで不法投棄の監視などによってある程度減っているという傾向はある。18年度は税導入によって監視体制を強化したということできめ細かく発見された。その後の発見件数は数件ということはかなり抑止効果があると考えている。なお、昨日、全国的な平成20年度の集計結果が発表された。中核市も含めた福島県としての発見件数は4件。投棄量は44,018トンであり、うち1件44,000トンがいわき市の不法投棄事案である。平成18年度に投棄されたものが20年度に発覚した。茨城県の業者が木くずなど建設系廃棄物をいわき市内の山林に持ち込んだもの。これを除くとかなり少なくなる。そうはいつても今後とも未然防止はしっかりやっつけていかなければならない。

(佐藤委員)

不法投棄を防止することに反対をするわけではないが、不法投棄が減少してきたのは、廃棄物処理法の罰則規定の大幅な強化があるのではないかと思う。有害性のあるものが廃棄されることをできるだけ防ぐ、環境負荷を低減するという目的からすると、不法投棄の発見件数を減少させていくことは大事なことだと思っている。ただ、産業廃棄物税の充当事業の効果とは一概に言えないのではないか。

(梁取不法投棄対策室長)

産廃税の活用と不法投棄の減少との因果関係について、確かに一対一の関係で減少しているということを言いたいのではない。やはり罰則の強化という法の整備、社会経済の契機というものも大いに影響していると思う。それらと産業廃棄物税を活用した事業の充実が相まって不法投棄発見件数が減少していると考える。

(星委員)

排出事業者に対する意識調査は毎年やっているのか。というのは、意識調査をすることによって意識の向上が図られるように思う。毎年実施すればより意識が向上するのではないか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

意識調査自体は今回初めて実施したものであり毎年ではない。税制度が18年度からスタートしたので、実際どういう意識をお持ちかなということで昨年調査を実施した。

(長澤産業廃棄物課長)

特に排出事業者の意識を向上させて排出量の抑制などに努めていただくことが重要かと思う。資料2の4頁に産業廃棄物処理業務研修会開催事業というものがある。これは郡山のビッグパレットなどで排出事業者等を集めて講習会を実施しているもの。各振興局単位でも業者を集めて実施しており、先日も県中地区で200名集めて講習会を実施

した。不法投棄の未然防止とか、ごみの減量化等の研修をやっている。制度的には、昨年度から排出事業者が排出した量についてマニフェストというものを付けており、それには報告義務が課せられていて、毎年6月までどのくらい排出したかを報告するようになっている。このように徐々に徐々に廃棄物を取り巻く制度、取組みについては充実してきている。

(和田委員)

資料3の1頁に火力発電所のことが記載されているが、資料4の7頁にも火力発電所については平成19年度、20年度と大幅に最終処分量が増加しているとある。火力発電所についてはあまり課税効果がないのはどのように考えたら良いのか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

この場合は石炭の火力発電所ということで、直接、事業者の方にヒアリングした中では、意識改革の面も含めると効果は感じているという発言をいただいている。ただ、ある程度の電力を発電しなければならないという事情もあり、燃料としての石炭を消費しなければならない。これまでは、発生したばいじんの9割方がセメントの原料に再生利用されていたが、セメントの需要が落ち込み今では7割にまで落ちている。電力事業者の方もリサイクルに向けたいろいろな努力はされているがなかなか難しい。税の効果として数値だけを見れば確かに効果はないのではないかということになるが、個別に聞き取りをすると社員の意識などもだいぶ変わってきており、そういった面での効果はあるということだった。

(引地議長)

色々難しい面がある。12月24日の第2部会でも少し話題に出たが、コンクリート以外のものに利用するとすればどういう方法があるのかそういうことも今後の課題ではあると思う。

(中井委員)

今回の見直しは、平成16年の答申の際、参考資料の9のその他にあるように「税導入後の一定期間に必要な見直しを行うべきである」という項目が入れているので、その見直し作業にあたる。新規でこういう税を導入して効果があるのかどうかということが見直しの対象になると思うが、同時に1トン千円の税の妥当性についても大きな論点になると思う。これまで色々資料を見せていただいていると、税収についてはコンスタントにあるわけだが、同時に税の充当事業の効果があがっているかどうかという点について、収入と事業の展開の相関関係をどう考えるか、つまり、こういう事業をやらなければならないからこれだけお金が必要なのか、これだけの収入があったからこのような事業をやるのか、ここの関係を今後どうみていったらいいのかが非常に悩ましい。例えば5年やって効果が無かったから税はやめましょうというのはある意味明快。トン千円を下げれば排出抑制効果が弱まるのではないかという指摘もあるが、4年、5年やってい

く中で税を払わなければならないという意識が定着してくれば、場合によってはトン千円を例えば八百円に下げても減量をやめようとはならないのではないか。トン千円でやる充当事業とトン八百円でやる充当事業とをどう考えたらいいのか非常に悩ましい。トン千円が減量効果としても税の充当事業としても妥当だという見極めは難しいが、税を徴収していく上では非常に重要な問題という気がする。また、今回は多分、新規で導入して試行錯誤しながらやっているのだから、その効果を見るという意味での見直しだと思うが、今後また5年後くらいにさらに見直しということになるのかどうかお考えを聞きたい。最初の点はなかなか回答していただくのは難しいと思うが、やはり一定期間に見直しをする場合一番大きなポイントは税率だと思う。

(引地議長)

2番目の今後の税制度についての議論に入ったようなので、今、中井委員から話のあった税率の問題あるいは税制度の目的とかそういったことも含めて、何か意見があればお願いします。

(星委員)

払う方にとっては安いのに越したことはないが、資料3の3頁にあるように安くしたために他県からの搬入が増えると、県としての支出はそれ以上の支出になるのではないかという感じがする。他県のを高くするならともかく、今のところは他県も同率。高速道路も安くなるわけだから簡単に入ってくるのではないか。金額をいかにするかは非常に難しい問題だと思う。私としては税に反対ではないが、金額が妥当かということについてははっきり分からない。あまり安くすることも懸念はある。

(佐藤委員)

1トン千円は他の自治体との並びになっている数字だと思うので、いじる必要はないと思う。一方で、30年後、40年後を考えた場合、日本は人口減少という大きな問題を抱えている。その中でどのように福島県の姿を描いて一つ一つの政策を決めるかということだと思う。そういう意味では、県外からの分は千円で良いと思うが、県内企業が排出するものについては例えば二分の一の五百円にするなど県内企業を優遇することによって、他県からの工場誘致の一つのインセンティブになりうるのではないか。

(和田委員)

県内事業者と県外事業者が一律というのはどうなのかと前々から思っていたが、税導入当時はどういう理由で一律にしたのかお聞きしたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

16年当時の議論の中でも県内と県外に差を設けるかどうかの議論はあった。その時には県内の廃棄物であっても県外からの廃棄物であっても県内の環境にかかる負荷は同じということで、税の公平性の観点から税率を区別するべきではないという結論を環境審議会からいただいた。ましてやこの税制度は経済的な手法ということで、いわゆるペ

ナルティを課すというよりは排出抑制やリサイクルなどの動機付けを目的としているので県内と県外の税率は同じにしましょうという結論になった。

(引地議長)

この税額は今後ずっと継続するとは限らない。とりあえずは今後さらに5年後いくらしたらいいか見直すということになると思う。

(渡部委員)

排出事業者へのヒアリングの結果、概ね了解を得られているとあるので、現状の税率でいいのではないかと思う。

(渡辺生活環境総務課主幹)

先ほどの中井委員からの、今後さらにまた見直するのかという点について、これまで11の県で更新したが、いずれも5年後にもう一度見直しましょうということになっている。本県の場合も排出抑制効果とか社会経済情勢の変化などしっかり見直す機会を確保していきたい。その辺も含めてよろしく御議論をお願いしたい。

(引地議長)

管理型最終処分場の埋立て可能な残存容量が減っている。しかし、最終処分場はどんどん増やせるものではない。税率の問題もあるが、排出抑制、できるだけ最終処分場に持ち込む量を減らすというのが大切。そう考えると、税率を安くすれば持ち込む量が増えるのではないかという心配も出てくる気がする。経済的には各事業者が厳しいという状況はよく分かる。お金の面と排出抑制の面とをあわせて見ていかないと難しい。この辺も含めて何か御意見はあるか。

(堀金委員)

27道府県が一律トン当たり千円という税率を採用している。東北6県についてもこの税率でやっている。今回、千円と出された場合に、次の見直し期間をどの辺において判断を仰ぐかということとをさらに検討していかなければならないと思う。私は千円という金額は現在では妥当だと思う。

(引地議長)

今回見直しを行っているが、5年後にまた見直すという必要性はあるかなと思う。その辺も含めて事務局で何か考えはあるか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

見直しについては他県もだいたいそのような規定を設けているので、我々も今後見直しをしないということではなくて、先ほど申し上げたような観点からも何らかの見直しは必要だと考えている。具体的に一定期間とはいつが良いのかとなると、一般的な他県の例を見ると5年ということになると思う。

(引地議長)

色々な意見がでたが、今後5年間はこの税率で良いということか。

(中井委員)

別な質問を。議論のポイントの3頁にある課税の特例だが、資料4の11頁の表8を見ると特例納付事業者の税に占める割合が結構高い。27道府県でも同じように課税の特例措置をやっているのか、あるいは若干違いがあるのか。分かる範囲で結構なので。

(渡辺生活環境総務課主幹)

特例に関してはそれぞれの県の判断であり、すべての県が本県と同様にやっているわけではない。例えば大分県などは同じように自社処分は二分の一、1万トンを超えたところは二分の一としているが、大量に出す場合の特例をそもそも持っていないところもある。また、自社処分場についても特例を設けていないということも中にはあり、すべて同じというわけではない。それぞれ県の色々な事情があり、排出事業者の実態も踏まえて対処されていると思う。

(浜津委員)

県内企業の優遇については他県ではどうか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

県内企業の優遇として特例を設けているというのは、現時点で把握している限りはない。例えば、公有水面の埋立区域内に県が設置する最終処分場に埋め立てする場合は税率が低いという場合はある。

(引地議長)

自社処分場を作る段階で相当のお金をかけている。さらに管理も必要。そういう経費も考慮しなければならないのではないかとということ。二分の一という特例もやむなしという気がする。ただ、排出量の多い事業者をどうするのか、ここは検討の余地があると思う。一番の目的は税を立ち上げた動機。その一つが最終処分場、特に管理型処分場を長く使えるようにしたいということ。そうしないと事業者が処分する場所がなくなってしまう。そうすると不法投棄につながる可能性もあるし、他県に持ち込む量も増えることになる。そうかといって他県では持ち込まれないように制限もしている。そう考えると非常に大きな問題が税の目的の中には含まれていると思う。そこが大きなポイントである。

(津金委員)

先ほど佐藤委員からも話があったが、県外と県内の業者で税率に違いを設けた方がよいのではないかと思う。本来、排出物は個人で処理するのが一番コストがかかるはず、手間もかかる。それを考えると他県の業者がわざわざ遠くまで持って行くことについては、自分の地域でできるだけ身近なところで処理するという考え方をきちんと見直すためにも税率に違いを設けた方がいいと思う。それから徴税コストという話が出たが、本来、排出する方すべてがそういう意識を持たないと税を設けた意味がなかなか果たせないのではないか。ごみの排出量を減らすとか、循環型社会を作るとか税の目的が果たせ

ているのかどうか、税収の数字だけでは分からない。税の目的そのものがどの程度達成できているのか、もう少しじっくり見る必要があるのではないかと思う。

(渡辺生活環境総務課主幹)

資料4の10頁を御覧いただきたい。表7の税収等の推移だが、初年度である平成18年度はまるまる12ヶ月分ではなく3四半期9ヶ月分の収入になるため、他の年とは単純比較はできない。19、20年度は確かに増えているが、今年度は当初予算なので結果的には5億円を下回るかどうかくらいではないかと思う。来年度以降も含め税収は減少の傾向にある。こうした税収を活用した事業による成果だが、そもそも目的が排出抑制等であり、同じ資料4の6頁で、20年度の速報値を精査すると火力発電所を含めても排出量はもっと減ってきている。一定程度はこれまでの様々な施策の成果、効果といえるのではないかと考えている。

(津金委員)

よく言われるように、廃棄物は捨てればごみ、分別すれば資源である。家庭から出る電化製品等も分解して細かくすればするほど資源化できる。当町では家庭からの生ゴミの堆肥化を行っている。今のところ事業者から出るものまではできる体制になっていないが、それをきちんとやれば最終処分場に持ち込む量はかなり減らしている。木材も解体したものを産業廃棄物として処理しているが、細かく分類すれば最終処分場に持ち込まないですむ。そうした分野にも目を向けてきめ細かい廃棄物の処理を、この税を活用していろいろな事業をやっていただきたい。これは税の使途の問題としてだが、最終的には税収がどんどん減っていくことが目的だろうから。税率の問題はまあまあの線かと思うが、もう少しきめ細かな事業を行政でももっとやった方がいいと思う。

(引地議長)

ある事業所ではこうした廃材を燃料に利用しようとやっている。県内全部でやっているわけではないが。排出抑制をきちんとやる、リサイクルを効率良くやっていくことに對する支援にこうしたお金を利用していくことが大切ではないかと思う。

(浜津委員)

前回は議論にはなつたと思うが、県内と県外の税率を一律にした議論は残っているか。

(中井委員)

廃棄物処理計画で県外からの搬入は2割というルールがあるので、税率に差をつけるのはどうなのかということが議論された。もうひとつ、産業廃棄物は一般廃棄物とは違って全国展開で産業活動を行うものなので、どこに持って行って処理するかは経済活動という部分もあり、県外から入ってくるのは困るという話も分かるがだからといってそれを税金で規制するのはどうなのかという議論があった。

(引地議長)

産業廃棄物を最終処分場に持ち込む前の段階で適正に処理するという。県内どこ

でも処理できる訳ではなく、ものによっては県外に持ち込み、安定化処理、無害化処理をしてから最終処分場に持ち込むという場合も出てくるので、県内から他県に持ち込む例もある。福島県のある事業者は非常に技術が優れているというので他県から入ってくるものもある。それらを完全にシャットアウトすることはできない。(県外からの搬入は)2割という規制がある関係で、そのときは税には差を付けないでやろうという雰囲気になったと思う。

(長澤産業廃棄物課長)

資料4の中でも県内では八百数十万トンの産業廃棄物が排出されているが、このうちなんらかの形で40%、330万トンくらいが再生利用されている。特に建設系のアスファルト、コンクリート等についてはほとんどすべてが再利用されている。少しずつ増加するように我々も色々工夫している。資料2の一番上を見ていただくと、産業廃棄物排出量の抑制ということで、技術的なものを開発する場合に商工労働部が中心となって支援をする、実際にそういった技術ができて設備投資をするときに生活環境部が中心となって支援するとか、様々なところの意見をいただきながら、我々も知恵を出しながら新たな事業を構築するという事で進めさせていただいている。

県外物の2割だが、廃棄物は広域的に動いており、県内で埋め立てられている70万トンくらいのうち13万トンくらいは県外からきている。県外からはだいたい2割になんとかおさまっている。ところが、中間処理委託を行うものについては、県内発生のおよそ3割が県外で焼却などの処理がされている。県外物で県内で中間処理されるのはそれほどなく1割程度、15%くらいしかない。廃棄物処理計画の中で最終処分量を県外物は2割以下になるように、規制ということではなくて協力いただこうということをお願いしているところ。やはり県民感情として埋立てはどうしても印象が悪い。県民感情等に配慮しながら2割を目標値ということをお願いしている。

(引地議長)

廃棄物も県内だけで処理できるわけではないので、そういった面も考えていかなければならない。県内と県外で差をつけることがいいのかどうか。

(中井委員)

全く別の話だが、資料3の2頁の視点1にある中間処理料金への転嫁が十分ではないという実態について。具体的には中間処理業者で減量化されて、特に燃やせばかなり量が減ると思うが、中間処理業者が最終的に埋め立てた時の量を予測して、税金部分を上乘せして排出事業者から取ることが一見するとできそうな気がするのだが、なぜうまくいかないのか説明いただきたい。また、こういう実態が中間処理業者のごく一部なのか、かなり一般化していて結局中間処理業者が被らないといけないような状況になっているのか、2点説明いただけるとありがたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

排出事業者、中間処理業者あるいは最終処分業者の方々に聞き取りをした結果によると、排出事業者の中に税の仕組みを理解されていないという方がまだいらっしゃる。また、税制度の周知徹底が完全に行き渡っていないこともある。それから業者間の価格競争が激しくなって、おつきあいが長い業者に対して単純に税相当分をくださいと言うことが言いづらいとか、顧客を失う恐れがあるということは実際聞いている。そういうこともあって税相当分が転嫁されていないということだが、それがすべてそうなのかという確認はできない。そういう実態はあるということ。

(佐藤委員)

今の説明のとおりだが、もう少し数字を使って補足したい。最終処分する量の設定については、廃棄物の中の燃えがらとして残る量を実験的に明確にした数字を使って、その分の最終処分量に対する税相当分という形で請求することになっている。当社は中間処理業を営んでいるが、去年の数字で言うと当社に税相当分として払ってもらっているのは全体の27%くらいだった。最近は一リーマンショックによる経済打撃で20%を切っている。先ほどの説明にあったように、排出事業者に比べて我々中間処理業者は立場が弱い。排出事業者からなんとか今までの数字に含めてやってよとお願いされるといやとばかり。それから、他社はずっと安くやっているよと言われると分かりましたと言わざるを得ない。そういうことからここ1年くらいで10%くらい低下した背景がある。

(引地議長)

この税を創設した時点では、中間処理で減量化して安定化して、最終処分場に持ち込むものは排出事業者の責任だというのが当然なのだが、その辺が分からない事業者がいるよだということが気になる。もう少し排出事業者にPRしていくことが今後の課題だろうと思う。

(佐藤委員)

今の点だが、そういうような背景の中でいくら説明してもおそらく無理な話。当社の場合、1年に千数百万円を結局代わって納入するということになる。その部分をなんとか税金という形のところで適用率を制限するかそういう形でやっていただかないと、今後も当社が排出事業者の税相当分を負担する実態にかわりない。産廃税の趣旨は分かるが、実態の一部という意味では税の目的と矛盾があると思う。

(引地議長)

今後の課題という形で、結論は難しいと思うが。

(中井委員)

処理料金の内数で税金を入れるという整理はできないか。

(佐藤委員)

内数であっても外数であっても絶対値での比較になる。そうすると安い方に処理を委

託しますよということになる。こっちは税金分が乗っかっていますのでという論理は通用しない。

(引地議長)

一番は適正に処理されているかどうかということが重要なのだが。そうでないと最終処分場に持ち込んだ後のことを考えると、適正な料金で中間処理をやっているかどうか、適当にやって料金を下げるということでは問題なので。それがいい加減になってしまうとマニフェスト方式も崩れてしまうし、地域住民からも処分場のあり方についての批判が出てくるということになる。それについては中間処理業者間の話し合いというのにも必要になってくるかどうか。

(中井委員)

こうした問題は最終処分場では起こらないのか。中間処理独自の問題なのか。最終処分業者でも中間処理業者や排出事業者との間に税のやりとりという問題がでてくる。理屈としては同じだと思うが。中間処理業者が特に弱い立場に置かれるということはどういうことなのか。

(佐藤委員)

最終処分の場合には明確に数字があり、それに対しトンいくらという形。我々中間処理業者には明確な数字というものは測定された数値になる。それに基づいてということになった時に、トン千円がどうなるのか。

(引地議長)

もう一つは、廃棄物の中に有害なものがどの程度あるのか。それを適正に処理するにはお金も違ってくる。そういう意味でマニフェスト方式がきちんとやられているのかどうか。適当な中間処理をやって最終処分場に持ち込めば値段は安くなるのだろうが。心配な問題がでてくる。その辺の最終処分場の受け入れる立場のデータをみて、これはもっと中間処理をやって持ち込みなさいという指導まで最終処分業者にやってもらうということが大切になってくる。そうすれば値段の差がなくなってくる。最終処分場の管理の面、周辺環境への影響の面、保全していくというそういうことも含めてこういう税を。さきほどの説明では空欄になっていた資料2の3の③処分場の周辺環境整備はお金が使われていないが、この辺も処分場を管理する上では使われていいのではないかと思う。そして、きちんと管理して地域住民の人に最終処分場は適正に管理されているという信頼につながる。そういうこともあわせて今後検討していく必要はあるかと思う。

(渡辺生活環境総務課主幹)

お話のあった税相当額の転嫁については、確かに課題だと考えているので、他県の状況なども見ながら、同じような問題もあるかと思うので、その辺も含めながら税をしっかりと理解していただけるよう努力をしていきたい。

(引地議長)

だいぶ時間も経過してきたので、全体的に何か質問等があればお願いしたい。

(中井委員)

資料3の4頁のところにある税の使途の議論だが、原因不明者の不法投棄の原状回復措置について、私も是非考えていただきたいと思う。不法投棄の未然防止という意味で効果は上がってきていると思うが、投棄されて大規模なところであれば国等がいろいろ支援してくれる仕組みもあると思うが、なかなか県内で規模が小さいとか、誰が捨てたか分からなくて周辺の環境汚染が心配されるというような事案もあると思うので、ぜひ今後の税の使い道の議論の中に不法投棄されて原状回復がなかなか困難なものについても、全額という意味ではなくて一部でもいいので、この税収から一定の支援を考えていただきたい。これは意見として申し上げる。

(佐藤委員)

私も同様の意見である。欄外の3項目についてはお金が絡むものと絡み方が少ないものがあるが、いずれにしてもこういうものを充当するという事で考えてもらいたい。

(津金委員)

免税点を設けることについてどうかという話があったが、免税点を設けると細分化して税を逃れようとする動きもでてこないとも限らないので、その辺をどうしたら良いのか検討願いたい。基本は家庭、個人であり、そういった立場で業者さんが税の負担をしているということを知らない人も多いので、産業廃棄物税の存在を広くPRしていくことをお願いしたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

説明が足りなかったが、本県の場合免税点は設けていない。趣旨としては、あくまでも排出事業者にしっかりと理解していただくということが重要になると思う。今後とも税制度が定着するように税の周知に努めてまいりたい。

(佐藤委員)

税の徴収の点で。最終処分業者の徴収の手間がかなりかかる。納入期限がはっきりしていないのに県へは一定の金額を納めなければならないという問題を抱えている。そうした徴収の現状を認識していただいて、最終処分業者にあまり負担にならないような配慮をお願いしたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

ただ今の御意見は、資料3の2頁の一番下に表記しているが、特別徴収義務者の事務負担に対して経済的負担の軽減を図るという御意見を確かにいただいている。今後、地方税制等検討会でも議論をすることになっているので、そうした中で検討していただきたいと思っている。

(引地議長)

色々な意見が出たが、基本的にはこれまでの税制度に対して大きな反対はなかったと

思う。今後も税を継続することについては異議なしでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(引地議長)

ではそういうことで。ただ、さらに5年後にもう一度見直しを行うということを前提に、今回の産業廃棄物税の今後のあり方については、事務局で考えたとりまとめ案をもとに進めていって、最終的には3月に決めるということになるか。では事務局で。

(渡辺生活環境総務課主幹)

ただ今いただいた意見について確認させていただきたい。1番目の税の継続の必要性については継続の方向で了解いただいたということで。2番目の税制度、課税方式については中間処理料金への税相当額の転嫁の部分と特別徴収義務者の事務負担の問題を課題としてしっかりとらえていきたい。それから、課税の特例その他も含めて、今後5年を目途に検証するという前提でこの方式でということかと思う。税の使途についても現行の方針に加え、お金がかかる、かからないということはあるにしても、御意見いただいたこの3点、情報公開、原因不明で原状回復が困難な事案に対する支援など、これらを踏まえた形で作業を進めさせていただきたい。次回の予定だが、年度末でお忙しいところ恐縮だが、3月19日金曜日の午前中、同じこの場所で予定している。今回御出席いただいた委員の皆様には机上に開催通知文を置いたのでなお確認いただきたい。内容としては、ただ今の「中間とりまとめ素案」にいただいた内容を盛り込んで「中間とりまとめ案」として御審議いただくことにしたい。よろしくお願ひしたい。

(引地議長)

色々御意見はあると思うが、基本的には今示した案で最終的には3月19日に中間とりまとめを持って行きたいと思うが、それでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

以上で(1)の議題を終了した。

(4) 議事 (2)その他については、特になかった。

(5) 閉会 (司会) 菅野生活環境総務課主任主査